

# (1) 成年年齢引き下げによる見直し

## 民法の改正

民法 第4条 (成年)

令和4年4月1日 施行

【改正前】  
年齢二十歳をもって、成年とする。



【改正後】  
年齢**十八歳**をもって、成年とする。

## まちづくり条例の変更点

地区まちづくり計画の提案等 (第11条)

地区まちづくり協定の締結 (第12条)

テーマ型まちづくり計画の提案 (第16条)

公聴会の開催 (第34条)

報告書の作成及び不服の申し出 (第35条)



民法の改正により、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、まちづくり条例で規定する「**20歳**」という表記を全て「**18歳**」と変更するもの。

## (2) 宅地造成等規制法の改正による修正

### 宅地造成等規制法の改正

#### 宅地造成等規制法

令和4年5月27日 公布（公布の日から1年を超えない範囲内で施行予定）

#### 【概要】

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため「宅地造成等規制法」を**法律名**・目的も含めて基本的に改正し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

#### 【変更前】

宅地造成等規制法



#### 【変更後】

宅地造成及び特定盛土等規制法

### まちづくり条例の変更点

#### 適用対象（第18条）

次節に定める開発事業の手續及び第3節に定める開発事業の基準等は、次に定める開発事業に適用される。

(3) **宅地造成等規制法**の規定により許可申請を要する行為で区域の面積が300平方メートル以上のもの



宅地造成等規制法の法律名称の変更により、まちづくり条例で規定する「**宅地造成等規制法**」の表記を「**宅地造成及び特定盛土等規制法**」に変更するもの。